

信託法および信託業法は、1922年に制定された法律です。今年はちょうど100周年の節目の年に当たりますが、この間「信託」は信託財産が増えたこともあり、それを活用する裾野が広がっています。

信託とは、「自分の財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理を行わしめる」制度で、個人生活のさまざまな分野で利用されているほか、法人のビジネスや、公益・福祉の場面で活用されています。

今、信託に寄せられている期待として、個人の安定的な資産形成や財産管理の支援が挙げられます。日本銀行が発表している資金循環統計によれば、2021年12月末の家計の金融資産残高は2000兆円を超え、過去最高を更新しました。人生100年時代を迎えた現在、生涯を通じて個人が安心して利用できる資産運用や資産管理・資産承継の手段として、信託制度が果たす役割は重要性を増していると考えられます。信託業界では、投資信託や年金信託に加え、高齢化が進む社会の下で、遺言・相続に係る各種のサービスや、中小企業・小規模事業者の事業継承などについて、積極的に支援する動きが出てきています。

本稿では、社会課題に対するソリューションを提供すべく取り組んできた信託および信託銀行の足取りを紹介しながら、個人生活における多様な可能性と選択肢を与える「人生100年時代」において、信託銀行が社会的な要請に応える付加価値の高い金融サービスの提供を目指している状況をお伝えします。

1 / 社会の中での「信託」と「信託銀行」の歴史

(1) イギリスからアメリカへ、そして日本へ ～信託の広がり

信託制度は、18世紀イギリスにおいて産業革命が起こり、資本主義が発展・拡大していく中で社会に定着した制度といわれています。その後、アメリカ大陸でも信託制度が拡大・発展してきた歴史があります。

初期の頃の信託は「信託会社」という形で、遺言の執行や遺産の管理などを中心に利用されていました。19世紀初頭には、信託の引き受けを会社組織で行うものが現れました。その後、1861年に始まった南北戦争をきっかけとして、鉄道建設や鉱山開発など、インフラ関係の新し

い事業が盛んになり、多額の資金需要が生まれたことで、これらの事業を行う鉄道会社や鉱山会社などの発行する社債を引き受け、広く個人に向けて販売する形で資金を供給したのが、信託会社でした。これは、信託会社が金融機関としての役割を担うようになった一つの背景でもあります。

(2) 日本における信託の歴史 ～信託法と信託業法

イギリスで生まれ、アメリカでも発展した信託制度は、明治時代後期に日本へ導入されて発達してきたといわれています。

日本では当初、事業会社を対象とする信託制度が導入されました。個人財産の管理・運用の専門的な取り扱いに関しては、1906年に設立

された東京信託株式会社が起源とされています。

①「信託法」「信託業法」の制定と

日本の信託制度の確立（1922年）

1914年に勃発した第一次世界大戦をきっかけに日本は好景気を迎え、それに伴って信託会社も数多く設立されました（1921年末時点で488社）。

その後、信託の概念を明確にし、信託制度の健全な発展を図るため、1922年に「信託法」と「信託業法」が制定されました。これによって日本の信託制度は確立され、本格的な発展期を迎えることとなります。

以後、第二次世界大戦の戦時体制の下で、経済に関しても厳しい統制が進められるようになった結果、信託会社と信託銀行の合併・集約化が進み、第二次世界大戦終了時点での専門信託会社は7社となっていました。

②戦後の高度成長の中、大きな役割を果たす

戦後の政府およびGHQ（連合国軍総司令部）の方針もあり、1948年に信託会社が「銀行法」による銀行に転換した結果、兼営法によって信託業務を兼営する信託銀行となりました。また、戦後の経済復興のため、電力・石炭・鉄鋼などの基幹産業向けを中心とした長期の資金の安定供給が必要になったことから、1952年に「貸付信託法」が制定され、信託銀行による貸付信託の取り扱いが始まりました。

戦後の復興期から高度成長期を通じて、産業界への長期資金の供給源として貸付信託が大きな役割を果たす一方、比較的高利の安定した長期の貯蓄手段として、広く国民にも受け入れられました。

③多様化する信託

こうした中、1960年代頃から信託の仕組みを利用した新商品の開発が積極的に行われ、〔図表1〕のような信託商品の取り扱いが始まりました。

21世紀に入り、2001年4月に資産流動化法

〔図表1〕 信託商品の種類と開始時期

開始時期	名称
1962年	適格退職年金信託
1966年	厚生年金基金信託
1972年	財産形成信託
1975年	特定贈与信託
1977年	公益信託
1984年	土地信託

出所：三井住友トラスト・資産のミライ研究所作成

の改正によって、金融機関や企業の財務体質の改善や資金調達の方法として、貸付債権、売掛債権、不動産を流動化する「資産流動化信託（金銭債権の信託、不動産の信託）」の活用が推進されました。また、新たな年金制度の整備が進んだ結果、2001年からは「確定拠出年金信託」、2002年からは「確定給付企業年金信託」の取り扱いが始まりました。

④信託業法の改正

信託の仕組みは、経済の活性化や「市場型間接金融」という新たな金融の流れを構築する手段として、さまざまな場面で重要な役割を果たすことが期待されてきました。

従来、信託業の担い手は信託兼営金融機関だけでしたが、一般の事業会社の間でも「信託のノウハウを利用し、担い手として多様な信託商品の提供を行いたい」「さまざまな信託機能を活用したい」というニーズが高まってきました。

このような流れを受け、2004年12月に「改正信託業法」が施行されました。この法改正によって、知的財産権等を含む財産権一般の受託が可能となった他、信託業の担い手の対象が拡大され、金融機関以外の事業会社も参入可能となりました。

⑤世界で前例のない「長寿社会 日本」における社会課題の解決に向けて

第一次世界大戦をきっかけに日本は好景気を迎え、財産管理・運用のニーズの高まりという

社会課題を解決するため、信託銀行が設立されました。その後も1950年代の貸付信託、1960年代の年金信託等、信託銀行は時代の要請に応じて進化を続けながら新たなビジネスに取り組み、日本の経済成長・発展に寄与してきました。信託銀行にとってこの間の100年は、「挑戦と開拓の歴史」であったともいえます。

21世紀に入り、一段とグローバル化が進んでいく中で、社会における価値観の多様化・不確実性は格段に増しており、信託が果たすべき社会的役割もますます広がってきています。これは言い換えれば、信託の力を思う存分発揮できる、やりがいのある時代を迎えたということでもあります。

その具体的な取り組みの一つが、「人生100年時代」をキーワードとする商品やサービスの展開であり、長寿社会・超高齢社会における信託銀行ならではのソリューションともいえます。

また、社会的な課題として、世の中における資金の好循環を作り上げる際の構造問題があります。具体的には、個人の資金が現預金に滞留して動かないことなどが挙げられますが、この原因として年金問題をはじめとする将来への漠然とした不安があると考えられます。

公的年金のカバー範囲の縮小は、社会保障の安定化と財源確保の観点から、日本における喫緊の課題となっています。一方、社会的なセーフティネット機能の低下は、国民の将来生活に対する不安を生み、経済活動をより慎重にさせます。低成長経済の中で進む少子高齢化への不安が、家計の貯蓄性向を高める誘引要素となり、経済成長を阻む悪循環を招いているのです。

将来の不安に対する「安心・安全」が確保され、余裕を持って投資できる環境を作り出さないことには、資金は動き出さなんでしょう。人生100年時代という人類が今まで経験したことのない時代を目の当たりして、個人の不安は年々高まっています。

高齢者に対しては、将来の認知症や健康の不安に備えた資産管理サービスや、次世代へのスムーズな資産承継サービスなど、「安心・安全」を提供することが求められています。また、高齢者だけでなく、もっと若い年齢層に対する老後のための資産形成サポートも欠かせません。

高齢者が認知症や相続への不安を払拭できない場合、資産運用を手じまいして、手持ちの資産を現預金にシフトしてしまいがちです。このような（投資も消費もされない）資金が現預金として積み上がる「資金の高齢化」に対処できないと、資産形成層の「貯蓄から資産形成」を進めたとしても、資金の好循環を達成するのが難しくなります。

人生100年時代に備えた資産管理・承継サービスの活用により、家計の過剰節約・過剰貯蓄を防ぎつつ、老後の安心・安全を確保することができます。併せて、家計の投資・消費能力を向上させるとともに、将来を見据えた投資運用コンサルティングによって、家計の長期的リスク投資を促進し、国民の長期資産形成に貢献することが、資金の好循環を実現するポイントと考えられます。

2 / 人生100年時代における「家計の金融行動」を支援する信託機能

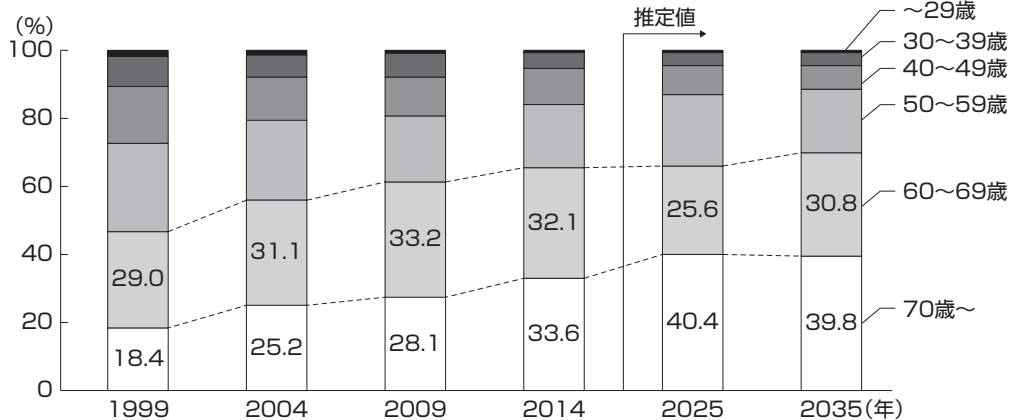
(1) 令和のライフスタイルは大きく変化。

各世代の家計は自己責任の時代へ

WHO（世界保健機関）では、国の高齢化率が21%超となった国を「超高齢社会」と定義しています。日本は2007年から超高齢社会となり、2018年の総務省調査では高齢化率28.1%と、世界一の超高齢社会になっています（2位は約23%のイタリア、3位は約22%のポルトガル）。

日本の特徴として、金融資産保有状況を年齢別に見た場合、高齢者の資産保有割合が著しく高い点が挙げられます。金融庁が2019年6月に

〔図表2〕金融資産の年齢階級別割合の推移見込み



出所：総務省「全国消費実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計（全国）」より、金融庁作成

公表した「高齢社会における資産形成・管理」報告書では、2014年時点で金融資産の約3分の2を60歳以上が保有しており、2035年にはその比率は約7割に達するという推移見込みが示されています〔図表2〕。

一方、世帯構成（ライフスタイル）を見ていくと、2018年時点で核家族世帯が60.4%、単身世帯が27.7%、三世帯同居世帯が5.3%、その他が6.6%となっており、この50年で「三世帯同居世帯（祖父母・父母・子（孫）」の比率が減少し、その分単身世帯や核家族世帯が増加傾向にあります。

この変化からは、個人のライフプランやマネープランが、昔の「親の面倒は（同居し家計も一にして）子どもがみるのが当然」から、「親の面倒は親世帯で自己完結、自分の世帯家計は自身で自己完結」という形への変化してきていることが読み取れます。結果、世代をまたいだ補完関係が希薄となっており、「各世代が自身の家計に責任を持つ」ことが重要になってきている背景の一つでもあると考えられます。

（2）三世帯同居世帯と核家族世帯の特徴

かつて多く見られた「三世帯同居」世帯と、現在、世帯構成で比率が増えてきている「核家

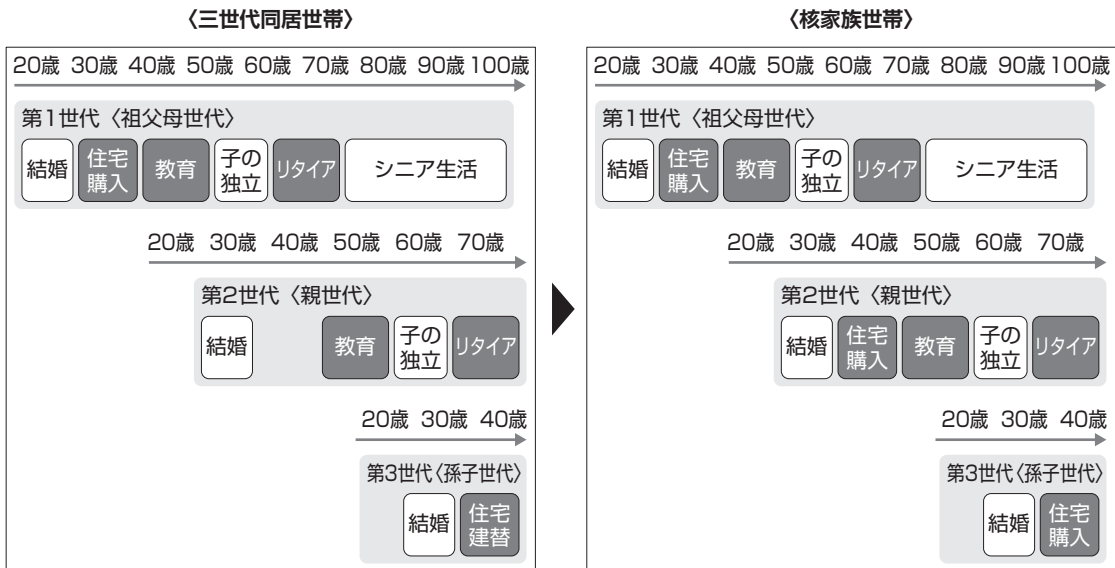
族」世帯を、ライフイベントの観点から俯瞰したのが〔図表3〕です。

三世帯同居世帯では、第1世代において結婚、住宅購入、子どもの教育、子どもの独立、リタイア、シニア生活といった「典型的なライフイベント」が生じます。ところが第2世代では、（世帯同居を前提としているので）第1世代では若年期の一大イベントであった「住宅購入」が生じません。戸建て等でであれば、リフォームや増築といったイベントは想定されますが、基本的には資産形成や子どもの教育費、自身の老後などに多くの資金を充てることが可能となります。

一昔前の平均寿命は70歳代であり、第3世代（孫子世代）が成人して結婚する頃には、第1世代から第2世代への家計上の世代交代が完了していました。つまり、実質的に第2世代が第1世代に繰り上がり、第3世代は結婚後、子どもの誕生、住宅建替えといったライフイベントに向かっていきます。第1世代は「住宅購入」が必要でしたが、第3世代は「住宅建替え」となるので、資金負担は比較的軽くなります。

このように見ていくと、かつて多く見られた三世帯同居世帯は、完全に生計を一にしていなくても、ライフイベントの出現時期が時間

〔図表3〕 三世代同居世帯と核家族世帯のライフイベントの比較



出所：三井住友トラスト・資産のミライ研究所作成

的にずれることが多くなっています。そのため、各世代の家計におけるキャッシュフローや資産形成進捗度に応じて、余裕のある世代から余裕がなくなってきた世代へ世代間で金銭面の不足を補い合えることが特徴といえます。

特に、現役世代の一大イベントである「住宅関連」への費用負担が、第2世代以降は比較的小さな負担で乗り越えることができる点は、資産形成の観点からも大きなメリットといえるでしょう。

これに対し、現在最も割合が多い核家族世帯においては、物理的にも家計的にも前の世代から独立することから、各世代の中でそれぞれ「人生の3大イベント（住宅取得・教育・老後資金準備）」が生じてきます。特に世代が第2・第3と下っていけばいくほど、「人生100年時代」の本質である「長寿化」が進行し、老後資金準備の負担額は前の世代よりも大きくなっていくことが予想されます。

「各世代で自己完結的にライフイベントに對して資産形成を図らねばならない」というのが現在の核家族世帯中心の時代における基本原則

と考えられますが、「三世代同居世帯の方が、マネープラン的には安心できたのではないか」という思いも湧き出てきそうです。

（3）安心できるミライに向けた世代間扶助を金融面で支える信託機能

核家族世帯・単身世帯が増加（三世代同居世帯が減少）する中で、地方から都市部への人口集中傾向や個人のプライバシー概念の変化などを考えると、かつてのような三世代同居型の家族構成の復活は難しいと思われます。また、ライフスタイルの多様化の進展で、今後、単身世帯数が増加していく一方、三世代同居世帯の比率がさらに減少することも想定される以上、「今から『サザエさん』の磯野家モデルを復活させましょう」といってもあまり現実的ではないと思われます。

それでは、従来の三世代同居世帯での家計・金融面での扶助機能を活用することはできないのでしょうか。この観点から、三世代同居世帯における世代間支援機能について考えてみましょう。

まず、世代から次の世代への資産の移転機能があります。たとえば、第1世代が取得した住宅に第2・第3世代が住み続けることで、第2・第3世代における生涯の住居費の節約が可能となり、第2・第3世代の資産形成サポートにつながります。第1世代終了時に「相続」という形で次世代へ資産移転するケースも多くありますが、その前に先んじて資産移転を世代間で行っているともいえそうです。これには、「下の世代が子どもの教育費で困っている時に、上の世代が金銭面の支援をする」といったやりとりも含まれます。

これまで、第1世代がシニア世代となり、徐々に判断能力や身体機能が低下してきた際、同居している第2世代や第3世代が（第1世代に代わって）お金の管理や介護をしてきました。こういった意思決定能力や資産管理能力のサポートも、三世帯同居世帯で発揮されていた機能といえます。

物理的には「三世帯同居世帯」の復活は難しいかもしれませんが、核家族世帯や単身世帯が増加している現在においても、こういった相互扶助は欠かせません。金融面でこのような機能を発揮し、利用価値が高まってきているのが、いわゆる「信託」機能です。信託は、そこにある財（ザイ：資産として価値のあるもの）に対して、所有者の「想い」をその運用や管理の形に反映することができるスキームです。世代をまたぐ住宅取得費や教育費の支援、相続時でのスムーズな資産移転、認知症など、自身の意思決定能力の低下に備えるためのさまざまな目的

に対して、信託で解決を図ることができます。

信託銀行は、日本の社会の多様化が進む中で、以下に掲載する各種信託サービスを提供し、個人の方々が「こうありたい」と思うライフプランを実現するサポート機能を担っています【図表4】。

今後は信託の利活用の一般化が進展し、世代をつなぐ資産移転機能の活用による世代間の扶助（第1世代から第2・第3世代へ）が進み、資産管理機能を利用することで、認知能力の低下時などに対する備えを整える取り組みも広がっていくと思われれます。

次の「信託の100年」に向けて、信託および信託銀行が多くの方々に活用されれば、家計の金融資産は（ミライの社会における担い手となる）「次の世代」「その次の世代」へと、円滑に引き継がれることでしょう。それらの資産を受け継いだ世代が、充実した人生100年時代を過ごすことを大いに期待します。

【図表4】 個人向けの信託サービス

結婚・子育て支援信託	教育資金贈与信託	特定贈与信託
暦年贈与信託	任意後見支援信託	後見制度支援信託
民事信託	手続代理機能付信託	遺言信託
遺言代用型信託	特定寄附信託	公益信託

出所：三井住友トラスト・資産のミライ研究所作成

まるおか ともお

三井住友トラスト・資産のミライ研究所 所長

1990年に三井住友信託銀行に入社。確定拠出年金業務にてDC投資教育、継続教育のコンテンツ作成、セミナー運営に従事。2019年より現職。

主な著作として、『安心ミライへの「資産形成」ガイドブックQ&A』（金融財政事情研究会、2020）がある。